

分別の利益 H05-04-1 《#328》

【問】 正誤をつけよ。

AがBに対して負う1,000万円の債務について、C及びDが連帯保証人となった(CD間に特約はないものとする)。Bは、1,000万円の請求を、A・C・Dの3人のうちのいずれに対しても、その全額について行うことができる。

【答え】 正しい

《ポイント》 分別の利益

連帯保証人には、分別の利益は認められない。

⇒ 通常の保証人には、分別の利益が認められる。